

## 石垣池公園野球場使用料（令和4年7月1日改正 ※改正箇所を赤字で表示しています）

野球場	使用区分	時間区分	
		午前7時から午後9時までの間	
スポーツのため使用する場合	学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校をいう。以下同じ。）	2時間まで880円	2時間を超える1時間ごとに440円
	学校以外	2時間まで1,760円	2時間を超える1時間ごとに880円

### 備考

- 1 土曜日、日曜日及び休日の使用料は、この表に定める使用料に当該使用料の20パーセントに相当する額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 心身障がい者団体がスポーツのため使用する場合の使用料は、使用区分の学校を適用して算定した額とする。
- 3 野球場の使用時間が1時間に満たない時間は、これを1時間とみなす。
- 4 市外の者が使用する場合（一般公開日における個人の使用的場合を除く。）の使用料は、この表により計算した使用料の額に1.5を乗じて得た額とする。

## 石垣池公園野球場設備器具使用料

使用区分及び設備器具の名称	時間区分	①	②	③
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
放送装置	1回ごと1式につき		880円	
スコアボード	①、②又は③の1回ごと1式につき		520円	
運営棟冷暖房設備	1時間につき		160円	
照明設備	1時間につき		4,400円	

### 備考

- 1 使用時間が時間区分の2分の1以内の時間である場合の使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 時間区分を超えて使用した場合のその超えた時間の使用料は、この表に定める使用料の4分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、その超えて使用した時間を乗じて得た額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。
- 3 運営棟冷暖房設備及び野球場照明設備の使用時間が1時間に満たない時間は、これを1時間とみなす。

※詳細は施設までおたずねください。